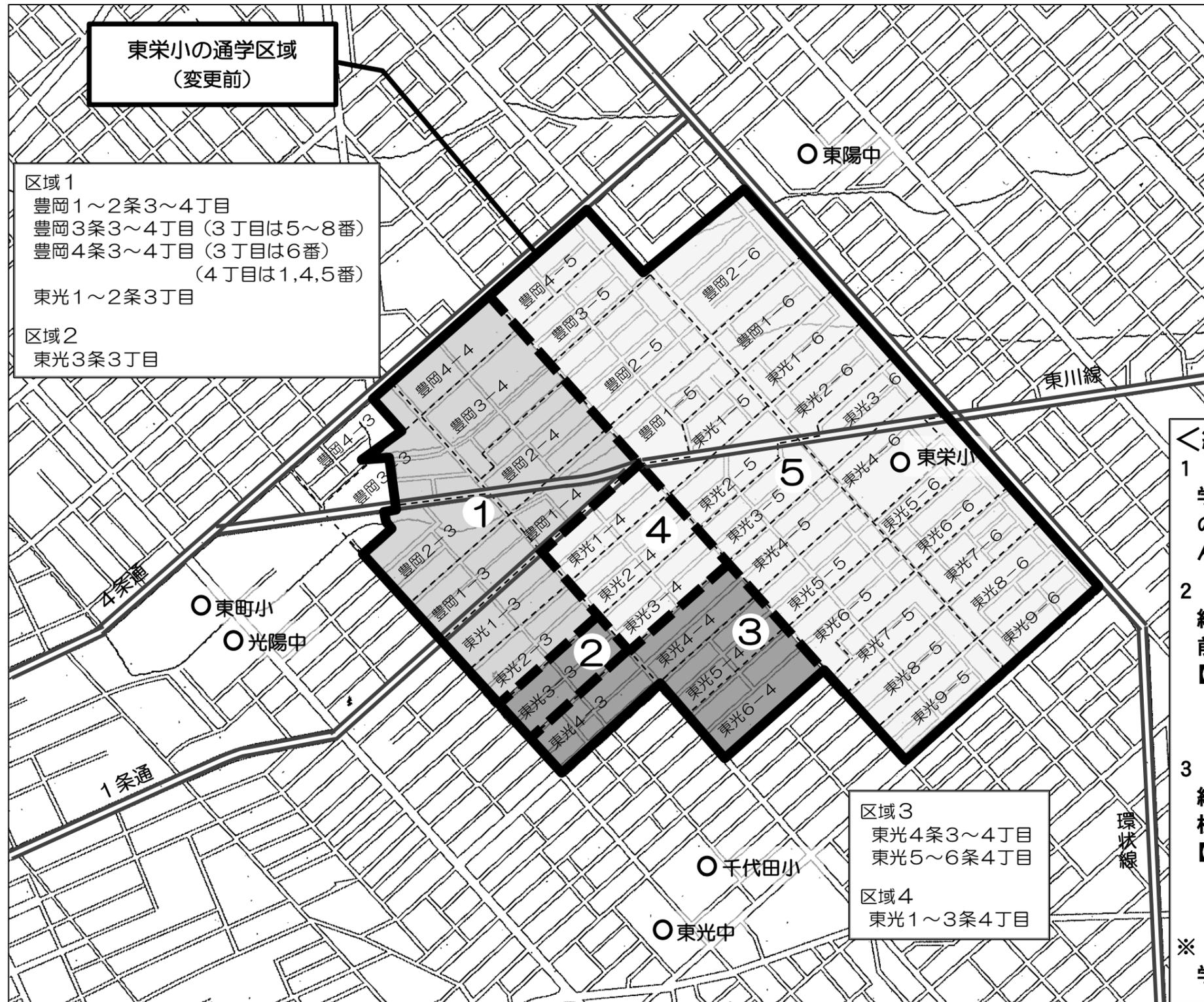


東栄小学校及び関連小・中学校通学区域変更 (実施日 平成30年4月1日)



区域	変更前		変更後	
	指定小学校	指定中学校	指定小学校	指定中学校
1	東栄小	光陽中	東町小	光陽中
2	東栄小	光陽中	千代田小	東光中
3	東栄小	東光中	千代田小	東光中
4	東栄小	光陽中	東栄小	東陽中
5	東栄小	東陽中	東栄小 (変更なし)	東陽中 (変更なし)

＜経過措置＞

- 平成30年4月1日より前に、既に小・中学校に入学・転入学している児童生徒は、卒業まで引き続き、その学校に通学できます（指定学校の変更はありません。）。
 - 平成30年4月1日より前から1から4の区域に継続して居住する子どもが入学する学校は、通学区域変更前の指定学校に変更することができます。
【例】 区域1に住む子どもが小学校1年生になるとき、指定小学校は東町小学校ですが、東栄小学校に変更することができます。
 - 平成30年4月1日より前から1から3の区域に継続して居住し、東栄小学校を卒業する児童は、指定中学校を東陽中学校に変更することができます。
【例】 区域3に住む児童が中学校1年生になるとき、指定中学校は東光中学校ですが、東栄小学校の卒業者は東陽中学校に変更することができます。
- ※ 指定学校の変更を希望する場合は、旭川市教育委員会学務課（電話：25-7564）にお問い合わせください。